

平成28年4月28日

三重県議会議長 中村 進一 様

氏 名 石田 成生



平成27年度政務活動費に係る収支報告について

三重県政務活動費の交付に関する条例第11条第1項（第3項）の規定により、別紙のとおり、平成27年度（5～3月分）政務活動費収支報告書を提出します。

平成27年度政務活動費収支報告書（個人分）

氏名 石田 成生

1 収入
政務活動費 ¥1,980,000円

2 支出 (単位：円)

項 目	支出額	内 訳	備 考
調査研究費	¥5,220	旅費 ¥5,220	
		需用費 ¥0	
		委託料 ¥0	
		負担金 ¥0	
		その他 ¥0	
研修費	¥0	旅費 ¥0	
		報償費 ¥0	
		需用費 ¥0	
		使用料 ¥0	
		負担金 ¥0	
広聴広報費	¥1,388,036	その他 ¥0	
		旅費 ¥0	
		需用費 ¥1,388,036	
		通信運搬費 ¥0	
要請陳情等活動費	¥0	その他 ¥0	
		旅費 ¥0	
		需用費 ¥0	
会議費	¥3,720	その他 ¥0	
		使用料 ¥0	
		需用費 ¥0	
		旅費 ¥3,720	
資料作成費	¥0	その他 ¥0	
		手数料 ¥0	
		需用費 ¥0	
資料購入費	¥45,300	図書購入費 ¥0	
		その他資料購入費 ¥45,300	
事務所費	¥385,864	その他 ¥0	
		管理運営費 ¥0	
		賃借料 ¥385,864	
事務費	¥1,134	その他 ¥0	
		通信運搬費 ¥0	
		需用費 ¥1,134	
人件費	¥193,600	人件費 ¥193,600	
合 計	¥2,022,874		

3 残余 ¥-42,874円

22500002

27年政務活動の実施概要報告書（個人）

議員名	三重県議会議員 石田 成生
政務活動の主な内容、成果	
調査研究費	三重県市長会の三重県に対しての要望を聞き取り、県内の各市の抱える課題を把握し、議員活動に生かした。
広聴広報費	1年間の活動、主に議会での発言を中心に活動報告をまとめ、県民に向け新折込、議会活動報告会等での配布を行うことにより、県政の現状と自身の県政に対する考えを広く広報した。複数のご意見をいただき、以後の活動に生かした。
会議費	四日市青年会議所創設六十周年式典に出席し、四日市で若者が国や地域の活性化に対する考えや活動を調査することができた。
資料購入費	中日と伊勢の2紙を購読した。三重県内の情報をタイムリーに把握することができ、県政の方向を示す政策に審議・審査に生かした。
事務所費	議員活動をスムーズに行うための拠点、書類・資料・書籍の整理のためのスペースとして活用できた。
事務費	FAXインクリボンの半額を計上した。
人件費	事務所での電話・来客対応、情報収集、資料作成等のサポートの役割を果たした。それにより、議員としての本会議・常任委員会・広聴広報会議等に活動に集中することができた。

調查研究費

22500004

旅行者 職氏名	三重県議会議員		石田 成生		
用途	三重県市長会の要望について調査				
日程 及び 行き先	平成 27 年 8 月 21 日 ~ 平成 27 年 8 月 21 日				
	三重	都・道・府・県	(郡)	津	市・町・村
	(行き先の名称) 桜橋会館				
支出内訳	1 旅費				5,220 円
	(運賃等1)				0 円)
	(運賃等2)				0 円)
	(運賃等3)				0 円)
	(運賃等4)				0 円)
	(運賃等5)				0 円)
	(自家用車使用	30 円	×	74 km	= 2,220 円)
	(宿泊費	16,500 円	×	0 泊	= 0 円)
	(政務雑費	3,000 円	×	1 日	= 3,000 円)
	(加減額1)				0 円)
	(加減額2)				0 円)
	(加減額3)				0 円)
	2 付随する経費				0 円
	(参加費、資料代等				0 円)
	(手土産代	人数 0 人	円	×	箇所 = 円)
	(その他1				) 0 円)
	(その他2				) 0 円)
	(その他3				) 0 円)

領収書No

22500005

費報廣聽

22500006

政務活動費

個人分

日付	平成 27 年 05 月 27 日				
使途項目 及び 支出科目	使途項目 広聴広報費	支出科目 需用費			
使途用途	用途1	ホームページサーバー代(5,940円×10ヶ月)			59,400 円
	用途2				0 円
	用途3				0 円
	用途4				0 円
	用途5				0 円
支出金額	使途用途合計	59,400	×	100%	= 59,400 円
根拠					

22500007



9

年 月 日 摘 要

お支払金額(円)

お預り金額(円)

差引残高(円)

備考

1

繰越

827. 5.27*振替

5,940 カ.センコウヤ

2027. 7.27 振替

5,940 カ.センコウヤ

*摘要欄の他店券(〇〇)内の数字は、他店支払いの小切手等ご入金の場合のお払戻しができる日付を示します。ただし、(〇〇)の後に*印のあるものは、上記日付の決済確認後お払戻しができるものを示します。
*日付欄の*印は後日記帳したことを示します。

22500008

年 月 日	摘 要	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差引残高(円)	備考
1	繰越				
2	27. 8.24				
3	27. 8.27*振替	5,940	カ.セコウシヤ		

9	27. 9.28*振替	5,940	カ.セコウシヤ		
---	-------------	-------	---------	--	--

16	27.10.27*振替	5,940	カ.セコウシヤ		
----	-------------	-------	---------	--	--

21	27.11.27*振替	5,940	カ.セコウシヤ		
----	-------------	-------	---------	--	--

*摘要欄の他店券(〇〇)内の数字は、他店支払いの小切手等でご入金の場合のお払戻しができる日付を示します。ただし、(〇〇)の後に*印のあるものは、上記日付の決済確認後お払戻しができるものを示します。
 *日付欄の*印は後日記帳したことを示します。

[illegible]

お支払金額(円)

お預り金額(円)

差引残高(円)

雜

7. 繰越

² 27.12.28*振替 5,940 カ.セツコウシヤ

28. 1.27*振替 5,940 カ. センコウヤ

¹¹28. 2.29*振替 5,940 カ.センコウヤ

15 28. 3.28*振替 5,940 カ.センコウシヤ

4U

21

22

23

24

※ 掲載欄の他店券(〇〇)内の数字は、他店支払いの小切手等でご入金の場合のお振
 振しができる日付を示します。ただし、(〇〇)の後に※印のあるものは、上記日付
 の決済確認後お振振しができるものを示します。

の決済確認後お払戻しができるものを示します。

* 日付欄の*印は後日記帳したことを示します。

完全自動讀入支援機能で「仮記憶」を確保し、不

現金自動入金依頼と「仮記帳」と表示して最終の行まで記入しましたときは、新しい通帳へ切り替えますので窓口へお越しください。

新しい通帳、何の用か？のし慰問、お返事、さんざい。

差引残高を新通帳に繰越しました。

政務活動費

個人分

日付	平成 28 年 03 月 29 日			
使途項目 及び 支出科目	使途項目 広聴広報費	支出科目 需用費		
使途用途	用途1 政務活動レポート作成費			798,399 円
	用途2 新聞折込代			431,420 円
	用途3 消費税			98,385 円
	用途4 振込手数料			432 円
	用途5			0 円
支出金額	使途用途合計	1,328,636	× 100% =	1,328,636 円
根拠				

22500011

預金払戻請求書
預金口座振替
による振込受付書
(兼振込手数料受取書)

当行本支店への振込のため受け入れた小切手等が不渡りとなったときは、その金額の振込を取り消し、その小切手は権利保全の手続をせずに当店において返却します。

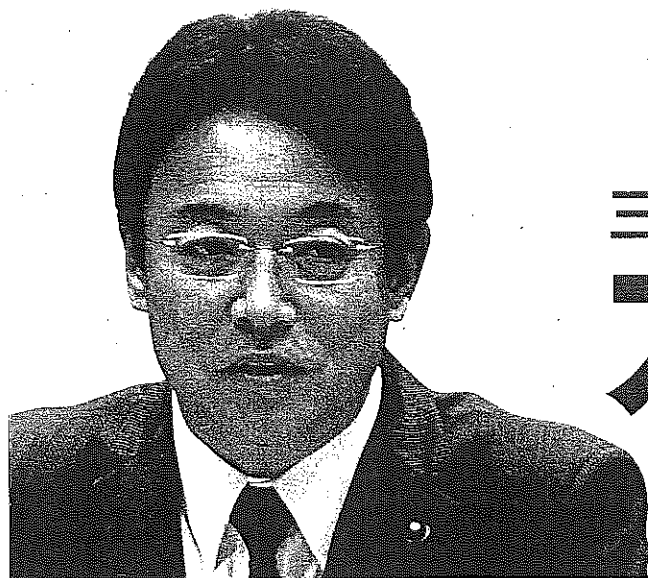
振込依頼書にご記入相違等の不備があった場合には、照会等のために振込が遅延または振込が返戻されたことがあります。振込金が返戻された場合、組戻手数料および再振込手数料が必要となります（振込手数料は返却しません）。

やむを得ない事情による滞り（滞りによる滞り）が発生した場合には、振込が遅延することがありますのでご了承ください。

ご入田の方はお申し出ください。

[illegible]

為3015 (3/3) (26.4) ⑤



政務活動レポート

Political affairs activity Report

三重県議会議員

なり

せ

石田成生

NARISE ISHIDA

平成27年第1回定例会 2月定例会月会議(2月16日~3月17日)が

総額7116億円の一般会計当初予算

など追加議案を含む96件を可決し閉会しました。

平成26年 4月 15日

三重県議会議員 山本 聡 様

会 派 名 自民みらい

会派代表者 永田正巳 (印)

質 問 者 石田成生 (印)

文 書 質 問 書

三重県議会基本条例第14条の2の規定に基づき、次のとおり文書による質問を提出いたします。

- 質問項目及び内容
 - 「豚流行性下痢 (PED)」対策について
 - 三重県内の疑い事例の全容(発症、死亡)を数字でお示し下さい。
 - 今後、終息に向かうのか、拡大に向かうのか、その認識はどうか。
 - 生産者・と畜場、それぞれに豚死亡の被害、衛生管理等の対応、等々が心配されるが、県は今後の対応をどのように検討されているか。
- 質問の趣旨及び理由
 三重県内で「豚流行性下痢 (PED)」の疑い事例の発生が相次いでいる。発症第1例の経緯より半月余りで疑い事例は増加しており、県は各関係機関等にまん延防止等の策を要請されているが、三重県において緊急度の高い課題であるため、今後の対応について質問する。
- 回答を求める者 知事

第 号
25415
三重県議会
平成26年4月15日

三重県議会での文書質問が可能になってから、2例目の文書質問

「豚流行性下痢 (PED)」対策について

問三重県内の疑い事例の全容(発症、死亡)を数字で示してほしい。

答豚流行性下痢 (PED)の疑い事例を確認して以降、4月25日現在

16事例、10,830頭。うち死亡頭数は3,067頭。

問生産者・と畜場、それぞれに豚死亡の被害、衛生管理等の対応等々が心配されるが、県は今後の対応をどのように検討されているか。

答PEDに対してはワクチンが有効であることから、国と協力して、県内養豚農家の必要農家の必要数量が安定的に確保されるよう調整する。国において「消費・安全対策交付金」を拡充して養豚農家や、と畜場等の出入り口で使用する消毒機器や消毒薬等を対象とする新たな支援策が検討されている。現時点で詳細な要綱等は国から通知されていないが、関係団体等との連携を一層密にして、新たな支援策の活用を図りたい。

尚、平成26年4月24日には国に対して、

①「消費・安全対策交付金」の拡充による新たな支援策の早期決定と十分な予算の確保

②ワクチンの必要数量の確保と適切な接種の指導強化

③農林漁業セーフティネット資金の無利子化など経営支援措置の充実

④各発生事例のウィルス遺伝子解析などによる侵入経路等の把握と感染拡大原因の徹底究明

の4項目について緊急要請を行った。

詳しくはこちらをご覧ください。

<http://www.pref.mie.lg.jp/KENGIKAI/katsudou/honkaigi/situmon/1.htm>

◆県議会一般質問 2014年9月22日(月)

2・3P

三重県生活環境の保全に関する条例のうち土壌汚染に関する部分について／死因究明等推進計画について／教員の理想像について
三重県のスポーツ競技力の強化について／地域産業における技術力の高度化、活性化について

◆出前講座 2015年1月27日(火) 志摩市立越賀小学校

4P

◆みえ高校生県議会 2014年8月20日(水) ～初開催～

4P

〒510-0894 三重県四日市市大字泊村1241-35

TEL:059-336-5835/FAX:059-336-5836

E-mail:ishida@pref.mie.jp

22500013

三重県生活環境の保全に関する条例のうち土壤汚染に関する部分について

石田 成生

コンビナートの空き地利用に関連して。四日市第1コンビナートの元気が弱まっていった象徴的な事柄が、平成13年のエチレンプラントの停止であり、以後石油化学プラントの再編、撤退が進み、平成25年には製造プラントの5割近くが余剰用地となっている。余剰用地を再利用しようとしたときに、三重県生活環境の保全に関する条例が深く影響している。平成15年2月施行の土壤汚染対策法の目的は、土壤汚染の事後対策による健康被害の防止であり、県条例はその翌年でできており、この土壤汚染対策法の網の目の粗さを埋めるような形でつくられている。法律では、工場等での有害物質使用施設の廃止時に土壤汚染調査を行うことが義務づけられており、有害物質使用特定施設とは特定有害物質(カドミウム、六価クロム、鉛、ヒ素、フッ素、PCB等25種類)を使用している工場のことを指す。平成22年改正法では、3000平方メートル以上の土地の形質変更を行う際、県に届け出ることが義務づけられている。条例では、有害物質使用施設の稼働中における定期的な土壤または地下水の調査、300平方メートル以上の



土地の形質変更を行う際の土壤調査等を義務づけており、事業者が任意に行った調査についても、土壤汚染が発見された場合は県に届け出ることを義務づけ、県は届出内容を、条例に基づきその都度公表している。その後、事業者は多くの場合、土壤汚染を掘削除去しており、対策にかかる費用が膨大である。そもそも県条例の目的にも、土壤汚染の早期発見、拡散防止による健康被害の防止とあるように、新規投資を決定しなくても、汚染されている土壤を早く発見し、早く手を打ちなさいという趣旨の条例になっている。そこで、法と条例の趣旨を緩めずに事業所が新規投資しやすい工夫はないものか。

環境生活部長
(高沖芳寿)

県内において、条例が施行されました平成16年10月以降、平成25年度末までに約100件の土壤汚染が発見され、条例に基づいて県に届けられている。このうち、条例に基づく調査によって土壤汚染が発見された件数としては7件。このように、条例に基づく調査の規定、汚染発見の届出義務等の規定により、県は早期に土壤汚染を把握し、対策を指導することができる。このことから、当然のことながら条例は法を補完する目的において有効に機能している。なお、条例に基づく詳細な調査については、有害物質使用工場等の敷地内での300平方メートル以上の土地の形質変更時及び3000平方メートル以上の土地の形質変更を行う際に、有害物質使用工場等の立地履歴があった場合のみである。これらを除いては汚染の有無を確認するための調査としており、調査の実施が事業者の過度な負担とならないものとしている。土壤汚染の対策は摂取経路の遮断というのが基本とされていることから、汚染の程度や健康被害のおそれの有無など、状況に応じて合理的で適切な対策が選択されるよう指導している。土壤汚染発見の届出内容の公表は、平成15年に当該条例の一部改正に係る三重県環境審議会からの答申において届出内容は基本的に公表との考え方が示されたことから、これを踏まえて運用を行っている。この審議会答申において、リスクマネジメントの観点からは積極的に公表し、情報の共有を図ることを基本としているが、地下水汚染を伴わない土壤汚染だけの場合や、あるいは自然由来による土壤汚染などの場合で周辺への拡散が懸念されない場合においては慎重な対応が求められるとの考え方も示されている。これらの考え方を踏まえ、土壤汚染発見の届出内容の公表に当たっては適切に対応していきたい。

死因究明等推進計画について

石田 成生

警察医とは、犯罪による死体、または犯罪の疑いのある死体と、病院で亡くなられたり、遺族が主治医を呼んだ場合以外で、死因や身元がはっきりしない遺体について、警察の検視に立ち会い、事件性の有無を判断し、死体検案書を作成する医師のことをいい、警察本部長による委嘱により活動されている。死体検案書とは、死亡診断書と同じ意味のもの。昨年は警察医110名で986体の死体を検視立ち会い検案した。検視、検案の仕事は夜中でも容赦なく立ち会い依頼があるため、日中、通常の診療業務を行っている開業医にとっては負担が大きい。以前は警察医に委嘱されること自体にステータスを感じ、委嘱を受けた医師は高い倫理観とボランティアの精神によって検視の立ち会い、検案業務に当たってきた。ところが、最近ではその業務の大変さから、警察医の引き受け手が少なくなっている。何らかの手を打つ必要がある。国の動きを見ると、本年6月13日に死因究明等推進計画が閣議決定され、三つ期待される効果が明記されている。死因究明等の公益性が重要なものであると位置づけられること、死因究明等の推進、実施体制の連携が構築されること、検案する医師の質の向上が図られることとされている。さらに、計画の中に、法医学に関する知見を活用して死因究明を行う専門的な機関の全国的な整備を重点施策に挙げ、地方自治体に対し、知事部局、県警察、県医師会、県歯科医師会、大学等から構成される死因究明等推進協議会(仮称)を設置し、死因究明等の取組を要請する旨が記載されている。平成24年6月の死因究明等の推進に関する法律、本年6

月閣議決定の死因究明等推進計画によれば、死因究明等、事件性の有無を判断する検視、検案、病理学的な究明を行う病院の体制、災害時の身元確認について、地方自治体、県警察、基幹病院、県医師会、県歯科医師会等々がばらばらに対応するようなことなく、それぞれが連携し、計画に記載されているように協議会を立ち上げて取り組むこととされている。今後、法整備がなされていくことと思うが、推進計画の中に各都道府県による死因究明等推進協議会の設置が求められているので、まずは検討を進める必要があると思うがどうか。

**健康福祉部
医療対策局長
(佐々木孝治)**

死因究明等推進計画に係る県の今後の取組について。1点は、死体検案を行っていただく医師の確保が重要だと考えており、県として昨年度より地域医療再生基金を活用いたしまして、災害時等において死体検案を行う研修を医師の皆さんに実施している。もう1点、死因究明等推進協議会については、県としてもこの体制づくりの必要性を認識している。今後、国と緊密な連携のもと、必要な情報を入手した上で、県警察をはじめとする関係機関とも密接に連携協力しながらこのような体制づくりに努めてまいりたい。国のほうからは県における死因究明等推進協議会の設置に当たっては緊密な連携をとることを求められておりますので、そういった情報も集めながら県としては体制整備に取り組んでまいりたい。

教員の理想像について

石田 成生

どんな先生に教壇に立っていただくのが理想であるかお尋ねしたい。三重県教育委員会が出されている平成27年度三重県公立学校教員採用選考試験実施要項、ここには教員として求める人物像を次のように三つ記されている。一つ目、教育に対する情熱と使命感を持つ人。二つ目、専門的知識・技能に基づく課題解決能力を持つ人。三つ目、自立した社会人としての豊かな人間性を持つ人。では、どうやってこのような教員を教壇に導くことができるのか。私が考える学校とは何をするとところか。一言で言うと、児童・生徒に対し、社会に出る準備、社会で生き抜くための準備をするところである。社会で生き抜くための準備とは、他人の役に立ち、他人とコミュニケーションがとれるように訓練することである。その仕事をするのが教員で、その場として学校がある。そのような先生をどうやって採用していけばよいのか。三重県では平成17年度から社会人特別選考を実施し、高等学校の教諭に、看護や福祉等、教職員免許所有者の少ない教科、科目に社会人枠を設けてきた。この社会人特別選考では教員免許を持っていない人を対象にしており、申込資格は、民間企業、官公庁等において勤務経験があり、出願する教科に高度な専門知識・経験・技能を持っていることとし、合格者には特別免許状を授与し、教員として採用してきた。しかし、平成19年度、20年度は応募者がなく、平成21年度からは新たに、教員免許があつて企業等において社会人として活躍している人にも申し込みの資格を拡大している。社会人の専門的な技術、技能、企業等での豊かな経験を生かし、学校現場を活性化させる目的でスタートしたこの選考方法を現時点でどう検証されているのか、合格者数は少ないけれども、その合格した人たちがどんな効果を出しているのか。私は、一般社会で経験のある教員採用を増やしていく必要があるという考えで申し上げている。社会人経験の教員採用枠を一気に全体の3割ぐらいに上げてはと思っているがどうか。

**教育長
(山口千代己)**

社会人特別選考は、社会人の持つ専門的な知識、技能や豊かな経験を教育に生かすことを目的として実施している。申込資格は民間企業などで正規職員として5年以上従事した者とし、試験に当たっては、教養の筆答試験にかえて小論文を実施している。また、より豊かな経験を有する人材を採用するため、平成22年4月採用の選考試験から年齢要件を40歳未満から60歳未満に緩和するなど、対象者の拡大を図ってきた。その具体的な成果につきましては、本制度で採用した教員が配置された校長からは、専門の法令、制度に詳しく、大人としての良識やビジネス界からの常識をしっかり伝えている、実習などで高齢者や障がい者などへ現実的な接し方がすぐれているなど、経験で培った高い専門的力量に基づいた実践的指導や職業にかける熱い思いを的確に生徒に伝えるとともに、校内研修においても指導的役割を担っていると聞いている。なお、本制度がなかった平成6年度に、相可高校の村林教諭を調理師専門学校教員から、また、本制度ができた平成23年度には、伊賀白鳳高校の上川教諭を一流ホテルパティシエから、それぞれ採用するなど、高校の特色化、魅力化に合わせた採用を実施してきたが、今では、学校教育に加え、地域の活性化にも大いに貢献いただいている。現在、一般選考を含む全合格者の中で企業等経験者の占める割合は約10%に達しており、一般選考などで採用される企業等経験者も少なくない。このような中で、社会人特別選考については今後とも、合格者全体における新規卒業者とのバランスや年齢構成、市町教育委員会や学校の特色化、魅力化などのニーズ等も踏まえ、そのあり方について十分検討してまいりたい。



その他

三重県のスポーツ競技力の強化について・
地域産業における技術力の高度化、活性化について

詳しくはこちらをご覧ください。

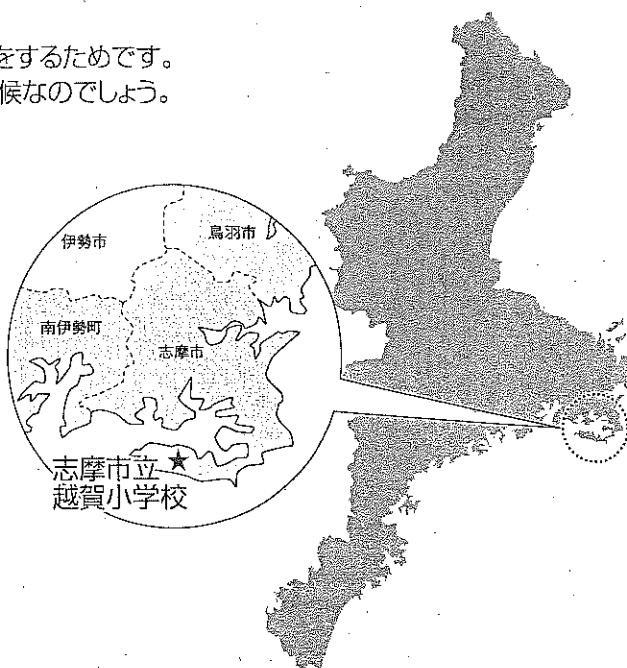
http://www.pref.mie.lg.jp/GIKAI/contents/5410/player_bb1.htm

22500015

1月27日午後、志摩市立越賀小学校に出向きました。

目的は越賀小学校の6年生8名に「出前講座」として県議会のお話をするためです。

真冬とは思えないほど、穏やかな暖かい日でした。その土地の気候なのでしょう。



タイムスケジュール

13:50～ 5分 議員の自己紹介

14:00～ 10分 県議会の役割・仕事についてDVD上映

15分 役割の説明

14:20～ **質問** わたしたちの願いはどれくらい叶っているのか。(例えば校舎の雨漏りなどずっと改修を要望しているがなかなか実現しないことを踏まえた質問)

回答 県に対する要求は多い。予算のこともあるし、優先順位(命にかかわることなど)もある。どれだけ叶ったかを数字で出すのは難しいが…。

質問 本会議は何回あるのか

回答 30回くらい?(本会議場)これから2～3月は平成27年度の予算を審議するための本会議がある。予算案が知事から提案され、質問して、了承するまで1週間くらい?細かい議論は委員会で行う。

※H26年度(H26.4～H27.3 本会議開催は28回)

質問 衆議院が解散したときどんな気持ちだったか

回答 選挙には700億円かかるといわれている。任期4年のところ解散すると2年ごとに税金を使うことになる。この点についてちょっとどうなのかなと思う。

15:00 終了

22500016

◆◆◆◆◆ みえ高校生県議会 ～初開催～ ◆◆◆◆◆ 2014年8月20日(水)

H26.8.20広聴広報活動の一環として、高校生が議会活動を体験することで議会に対する関心を高めるとともに、高校生の意見を直接聴くことで議会での議論に反映していくことを目的に、「みえ高校生県議会」を初めて開催した。参加校には、それぞれ担当議員として広聴広報会議の委員がつき、事前に高校生と打ち合わせを重ねながら当日の準備を進めていった。質問項目はいずれも県政にとって大変重要な項目が取り上げられ、その内容は若者である高校生の視点で考え、まとめられており、三重県議会にとって大変貴重だった。

参加校および質問

蟹学校	津波対策としての高所移転について 実態に即した障がい者の雇用促進について
四日市工業高等学校	三重県のスポーツ競技力の強化について 地域産業における技術力の高度化・活性化について
相可高等学校	魅力ある農業経営を目指すには 園芸福祉による新しい産業の創出
神戸高等学校	地域防災力について 三重の観光PRについて
高田高等学校	へき地医療を支えるものとは
四日市高等学校	女性の人権～仕事と子育てを両立するために～ 子どもの人権～三重県子ども条例がめざす社会は?～
松阪商業高等学校	三重県民がもっとワクワクすることで観光産業の振興を ～コミュニケーション力のスキルアップと流行に乗った情報発信～
上野高等学校	高校教育にかかる費用について 若者の活動場所について



詳しくはこちらをご覧ください。

http://www.pref.mie.lg.jp/GIKAI/contents/5375/player_bb1.htm



三重県議会議員

なり せ

石田成生

NARISE ISHIDA

平成28年定例会 2月定例会月会議(2月18日～3月22日)が
総額7,366億円の一般会計当初予算
など追加議案を含む103件を可決し終了しました。

◆◆◆◆◆ 平成28年度一般会計予算への議案質疑 ◆◆◆◆◆

2016年2月25日(木)

「いじめはなくならないという前提で対策を」



石田成生 いじめや暴力のない学校づくりについて、教育委員会のスタンスをお尋ねする。1月30日開催の県総合教育会議で前田教育委員長は「いじめはなくならないという前提で取り組んだほうがいい」という発言があったが、前提によって施策の打ち方が随分変わってくる。前田教育委員長の思いをあらためてこの場で教えてほしい。

教育委員会委員長(前田光久) 確かに第10回の総合教育会議でそのような発言した。他者を思いやる心は人とかかわりで育成される。その人の成長の過程で、家族や友達や教室などで学び得ていくものだ。いじめ、暴力が決してなくならぬというスタンスは、悲観的な気持ちや絶望的な気持ちで申し上げたわけではない。人が社会的な存在である以上は、いろんな場面に遭遇し、いじめや暴力はいつでもどこでも起こり得るという気持ちで対処していくのが教育のあり方だと思う。私たちが最も陥ってはならないことは、今、目の前に問題が起きていないから全てうまくいっていると思い込んでしまうことだ。危機感、緊張感を常に教育の現場では養っていないと、予兆・小さなものを見逃してしまう可能性がある。それが結果的に、子どもたちに大きな被害を生んでしまう。私自身もよりよい教育環境を子どもたちにつくりたいと強く願っている。

石田成生 仮に、小中の9年間なり、高等学校を入れた12年間なり、いじめをゼロにできたとすると、そこから社会に出たときは、無菌状態で育てた人間を雑菌だらけのところに入れて放り込むようなもの。教育総合会議で教育長はどんな発言をされたか。

教育長(山口千代己) いじめを根絶するという点について、24年に津浦事件があったときに三重県教育委員会として緊急アピールを出した。いじめを苦にして自殺をした児童生徒の保護者にすれば、自分の子どもの死を無にしておきたいという思いがある。いじめ対策については、根絶するという強い思いは大人が持たないと子どもは大人の本気度がわからないのではないかと思いますので発言をした。

石田成生 そこで、お尋ねするが、いじめに対しての施策を打つに当たって、教育委員会としてどういうスタンスで臨むのか、いじめはなくならないという前提で施策を考えていただきたいと思うがどうか。不登校対策事業の中に、組織的な指導体制構築のための研修があるが、この研修の中にもいじめはなくならないという考え方を入れた研修をすると確認したい。

教育委員会委員長(前田光久) 私と教育長が目指しているいじめはあってはならない、根絶したいという思いは同じである。なくさなければいけないという思いでは、教育長、教育委員会と合致している。

教育長(山口千代己) 細部に神が宿るというが、総合教育センターでいじめはあるということを前提にし、常に緊張感を持っていじめに対する察知能力を磨いていくということを努めてまいりたい。また、いじめは絶対に許さないという強い姿勢で取り組み、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、仮称三重県いじめ防止条例の制定に向けて、関係機関と連携しながら検討を進めてまいりたい。

◆県議会一般質問 2015年6月16日(火) 22500017 2・3P

公職選挙法と選挙管理委員会の関係について(一部抜粋)/三重県の食の産業振興について(一部抜粋)/自転車事故の防止について(一部抜粋)

◆四日市港管理組合議会/出前講座 2016年1月26日(火) いなべ市立阿下喜小学校 4P

公職選挙法と選挙管理委員会の関係について(一部抜粋)

石田 成生

公職選挙法について御所見をいただきたい。一つ目は告示日とその翌日の2日間は、公設の建物を演説会場として使用することはできないとなっているが何故か。

二つ目は街宣車に載せている看板を電灯などで内側から照らして文字を浮き上がらせる方法を用いるが、これがちょうちんの類に当たり法律違反となるが何故か。

三つめは事前準備と事前運動との境目を教えてほしい。



選挙管理委員会
委員長

公営施設の個人演説会等の使用に関して、公職選挙法の第163条において、当該施設を利用して個人演説会を開催しようとする者は2日前までに文書で市町村の選挙管理委員会に申し出なければならない。その公職の候補者となるためには、同法の第86条等の規定により候補者の届出が必要であることから、公営施設を使用した個人演説会について、告示日とその翌日が使用できない。街宣車の看板について、公職選挙法の第143条の規定により、選挙運動用の自動車に取りつけて使用する選挙運動用文書図画に関して、同第1項第2号において、選挙運動用自動車に取りつけて使用できるものは、ポスター、立て札、ちょうちん及び看板と規定されている。このちょうちんはサイズの規定があり、第10項、その大きさが縦85センチメートル、直径が45センチメートル以内と規定されている。すき間なく看板をつくり、その中に光源を入れた場合には、巨大なちょうちんと解釈し違反になる。事前運動、事前準備の違いについては、公職選挙法第129条において、選挙運動が同法第86条等に規定されている。公職の候補者の届出のあった日から選挙期日の前日まででなければ行うことができないと規定されている。

三重県の食の産業振興について(一部抜粋)

石田 成生

松阪牛、伊賀牛のブランド牛以外のノーブランドのものでも三重県産の牛肉の品質は、非常に高く評価をされている。ミラノ博に三重県産の牛肉を持っていくに当たり、残念ながら三重県内の屠畜場ではヨーロッパ対応の衛生基準を満たしておらず、群馬県佐波郡玉村町の屠畜場を使用した。6月5日、来年のサミット開催地が三重県の伊勢志摩に決定した。経済効果は510億円とも言われている。来県された国内外のお客様に三重県産のおいしい食材を召し上がっていただく用意を官民一体となって整えていく。三重県産のおいしい牛肉を食べたヨーロッパの方々が、アメリカの方々が、自国に帰ってもう一度食べたいと思ったとき、三重県から遠方の屠畜場まで運ばないと、ヨーロッパ、アメリカには出せないという現状がある。そこで、三重県内に欧米向けの衛生基準に対応した屠畜場の整備を急ぐ必要があると思うがいかがか。

農林水産部長

松阪食肉公社の整備について、検討状況である。この公社の中に県も入り、施設整備等検討委員会をつくり、その関係者でEU等へ飛騨牛の輸出に取り組んでいる食肉処理施設であるJA飛騨ミート(高山)に視察を行った。欧米への輸出には想像以上に高いレベルの衛生管理が求められている。また、用地の確保には地域の理解に向けて十分な調整が必要である等の様々な課題も明らかになっている。

県とて、様々な選択肢、可能性などを探りながら議論を深めてまいりたい。

石田 成生

四日市も畜産公社があり、四日市で整備するのも一案ではないか。

現在のヨーロッパ、アメリカへの輸出対応の屠畜場は、日本国内の分布を見ると、群馬県、含めてヨーロッパの衛生基準に対応している屠畜場は国内に4カ所。アメリカの衛生基準に対応している屠畜場は国内に9カ所、岩手県紫波郡紫波町、群馬県佐波郡の2カ所と、あとの7カ所は、鹿児島県4カ所、宮崎県2カ所、熊本県1カ所というように九州に偏っている。

早期に三重県内で海外輸出対応の屠畜場を国からの応援もいただきながら整備して、中部圏、飛騨牛、近江牛も三重県の屠畜場に任せてもらって、四日市港やセントレア経由で海外発信することについての考えを聞きたい。

農林水産部長

他県産の牛などを受け入れる施設について、中部圏の食肉施設については、それぞれのところにある施設の運営状況とか、それぞれの欧米等への考え方などを踏まえて、慎重に検討する必要がある。加えて、県内には三重県松阪食肉公社ほか、四日市市が運営する四日市食肉センター並びに伊賀市・名張市広域行政事務組合が設置する伊賀食肉センターの三つがある。こういったところの運営についても大きな影響を考えなければならない。一方で、ブランド牛肉の海外展開を進めていくということについては輸出も大変重要なことになるので、その整備に対する検討を進める必要はある。

22500018

自転車事故の防止について(一部抜粋)

石田 成生

平成27年6月1日に道路交通法が一部改正され、施行された。自転車の悪質違反者に対し講習受講が命じられる。危険行為を反復して行った自転車利用者は、自転車運転者講習を受講しなければならない。受講命令に従わないで講習を受けなかった者は処罰される。

罰金は5万円以下。この危険行為の反復とは、3年以内に2回以上、交通切符、赤切符で検挙されるなど、処罰の対象になることを指す。自転車運転で危険行為を反復した自転車運転者に対し、都道府県公安委員会は講習を受けるよう命令し、講習時間3時間、手数料5700円の講習を受けなければならない。今回この法改正は、ルールを厳しくするものではなく、罰則を厳しくするものでもなく、反復違反者に講習を受けさせようとするもの。改正に至った経緯について御説明をいただきたい。

警察本部長

警察庁の統計では、平成24年中に交通事故に関与した自転車運転者の6割以上に法令違反があった。そのため、交通事故防止を図るためには自転車運転者に交通ルールを徹底することが不可欠だと考えられた。

また、警察庁において平成24年に開催されました自転車の交通ルールの徹底方策に関する懇談会の提言において、悪質、危険な違反者に専門の講習を行ってその危険性を改善することが適当であるとされた。

県警としましては、自転車利用者の交通ルールの周知徹底を図るために広報啓発活動を強化するなどして、安全で安心な交通社会の実現に向けて努めてまいりたい。

石田 成生

このたびの法改正を受けて、中学生と高校生にさらに指導強化をしなければならないが、ハード整備はどうなっているのか。自動車社会になり、自動車道の整備がどんどん進んでも、自転車はここを走るという自転車専用道路等までは行かない。自転車が走る空間が整備の中から置き去りにされてきたような気がする。自転車が安全に走行するためのハード整備の進捗について伺う。

県土整備部長

通学路で自転車が安全に走れるハード整備について。

通学路における道路管理者としての県が行う交通安全対策の取組は、これまでは平成24年度の緊急合同点検に基づき、歩行者を対象とした通学路対策を重点的に進めてきた。

平成26年度からは新たに、自転車通学の安全確保も含めた通学路交通安全プログラムを市町ごとに策定し、着実かつ継続的な取組を推進する。このプログラムでは、通学路の安全確保に向けて、教育委員会、県警察、道路管理者などが連携して継続的に取り組んでいく基本方針を定めたもの。このプログラムにおいては、地域の実情に応じて定期的に合同点検を実施し、安全対策の検討、実施、効果の把握、その改善をPDCAサイクルとして実施していくもの。これまでの自転車が安全に走行するためのハード整備は、自転車歩行者道の整備として、いわゆる自歩道の整備として、幅員3メートル以上の幅の広い歩道の整備を進めてきました。平成26年3月末現在の自歩道の整備状況は、518キロメートルが整備済みで、整備率15%となっている。今後は、各市町の通学路交通安全プログラムに基づき、自転車が安全に通行するためのハード整備にも取り組んでまいりたい。

石田 成生

自転車運転者がルールを守り、ハードも済み、自転車・自動車安全運転をしても歩行者側が周りに注意をしていないければ事故は防げません。スマートフォンを操作しながら歩かれていたのでは、危険な状態からは脱せません。ながらスマホという言葉も時代が生んだ言葉だが、ながらスマホ対策をどのように考えているのか、自治体によっては条例制定の検討もされているように聞いているがどうか。

環境生活部長

歩行者に対する交通安全の教育啓発は、現在、道路横断中の事故が多いということで、道路の安全な横断に重点を置いて啓発、教育等を行っている。最近のスマートフォン等の普及、急速に普及しているので、現在、道路歩行中の使用が多く見られる。そうすることによって自転車などの車両あるいは歩行者自らが転倒してけがをするというおそれが指摘されている。そういう状況を受けて、ながらスマホの危険性を啓発するために、携帯電話メーカーにマナー向上を図るとともに、携帯の機能を向上させて啓発している。

それから、公益社団法人ACジャパン等で、テレビとかインターネット等でスマートフォン利用者に対する啓発も呼びかけている。県としては現在、国内において、このながらスマホに対して罰則等によって条例で規制している等の自治体はないというふう認識をしているが、改めて全国調査を実施して、その状況の把握にまず努めたい。また、これにあわせ、自転車の交通事故防止はもちろん、歩行者の安全を確保するという意味で、現在、歩行者に対して行っている教育、それから啓発に加え、教育委員会から話があったように、交通安全研修センターの研修の場を活用し、ながらスマホの危険性を啓発していきたい。



22500019

その他

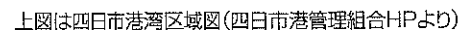
三重県職員の人事評価制度について

詳しくはこちらをご覧ください。

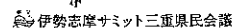
http://www.pref.mie.lg.jp/GIKAI/contents/5410/player_bb1.htm

◆ ◆ ◆ ◆ 四日市港管理組合議会 ◆ ◆ ◆ ◆

- 物流機能としての四日市地区の現状と今後について
- 四日市港港湾区域内の海岸保全施設の整備について
- 住吉運河について
- ポートビル14階展望展示室のサービス向上について



2016年1月26日(火)



4

三重県議会議員

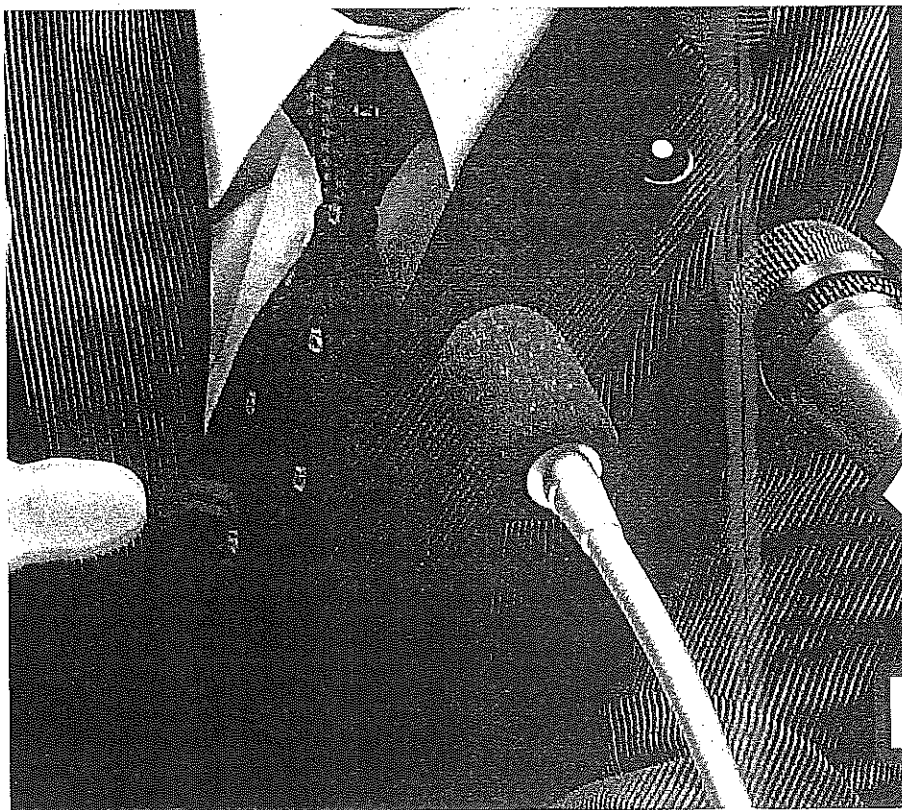
いし

だ

り

せ

石田成生



県政
報告会

日時

場所

月

日()

～

22500021

會議費

22500022

会議費

旅費等支出計算書

個人分

旅行者 職氏名	三重県議会議員		石田 成生		
用途	四日市青年会議所創立六十周年式典出席				
日程 及び 行き先	平成 27 年 5 月 15 日 ~ 平成 27 年 5 月 15 日 三重 都・道・府・県 (郡) 四日市 市・町・村 (行き先の名称) 四日市都ホテル				
支出内訳	1 旅費 3,720 円 (運賃等1 0 円) (運賃等2 0 円) (運賃等3 0 円) (運賃等4 0 円) (運賃等5 0 円) (自家用車使用 30 円 × 24 km = 720 円) (宿泊費 16,500 円 × 0 泊 = 0 円) (政務雑費 3,000 円 × 1 日 = 3,000 円) (加減額1 0 円) (加減額2 0 円) (加減額3 0 円) 2 付随する経費 0 円 (参加費、資料代等 0 円) (手土産代 人数 0 人 円 × 箇所 = 円) (その他1) 0 円) (その他2) 0 円) (その他3) 0 円)				

領収書No

22500023

一般社団法人四日市青年会議所

創立六十周年記念式典及び記念祝賀会のご案内

謹啓 早春の候 皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は一般社団法人四日市青年会議所に対しまして 一方ならぬご理解とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて 一九五五年五月十五日 四十八名のメンバーにより四日市市に青年会議所運動の第一歩が記されて以来 本年度六十周年を迎えることとなりました。つきましては 今後一層のご高誼を賜りたく「記念式典及び記念祝賀会」を左記の通り開催させていただきます。

皆様におかれましては時柄柄ご多用のことと存じますが 何卒ご臨席の栄を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

平成二十七年三月吉日

一般社団法人四日市青年会議所

第六十一代理事長

小川晃範

六十周年実行委員長

森寺奉仁

記

日時 平成二十七年五月十五日(金)
受付 午後三時三十分から
記念式典 午後四時三十分から午後六時十五分
記念祝賀会 午後六時四十五分から午後八時五分
場所 記念式典 四日市都ホテル 三階 鈴鹿の間
記念祝賀会 四日市都ホテル 四階 伊勢の間
住所 四日市市安島一・三・三八
電話 〇五九・三五二・四二三二

以上

尚 準備の都合上 ご出席の可否を同封のハガキにて四月十五日までに返信くださいますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先

一般社団法人四日市青年会議所

六十周年実行委員長 森寺 奉仁

六十周年特別委員会 委員長 西尾 信太郎

(電話〇五九・三五二・四五四四)

資料購入費

22500025

政務活動費

個人分

日付	平成 28 年 02 月 29 日				
使途項目 及び 支出科目	使途項目 資料購入費	支出科目 その他資料購入費			
使途用途	用途1 新聞代(伊勢新聞6回分)	17,526 円			
	用途2 新聞代(中日新聞9回分)	27,774 円			
	用途3	0 円			
	用途4	0 円			
	用途5	0 円			
支出金額	使途用途合計	45,300	×	100%	= 45,300 円
根拠					

22500026

領収証

ASA

No. 63138 53区
水沢町 4796-13

1- 0

石田 成生 様

購読銘柄	部数	金額
伊勢新聞	1	2,921

2015年05月分

合計金額
2,921円

本体価格 2,705
消費税額 216朝日新聞四日市販売株式会社
四日市市城西町16-22
TEL 0120-40-4946
FAX 059-353-9273

引落領収済

ご購入ありがとうございます。上記の金額領収致しました。領収金額には消費税が含まれています。

領収証

ASA

No. 63138 53区
水沢町 4796-13

1- 0

石田 成生 様

購読銘柄	部数	金額
伊勢新聞	1	2,921

2015年06月分

合計金額
2,921円

本体価格 2,705
消費税額 216朝日新聞四日市販売株式会社
四日市市城西町16-22
TEL 0120-40-4946
FAX 059-353-9273

引落領収済

ご購入ありがとうございます。上記の金額領収致しました。領収金額には消費税が含まれています。

領収証

ASA

No. 63138 53区
水沢町 4796-13

1- 0

石田 成生 様

購読銘柄	部数	金額
伊勢新聞	1	2,921

2015年07月分

合計金額
2,921円

本体価格 2,705
消費税額 216朝日新聞四日市販売株式会社
四日市市城西町16-22
TEL 0120-40-4946
FAX 059-353-9273

引落領収済

ご購入ありがとうございます。上記の金額領収致しました。領収金額には消費税が含まれています。

領収証

ASA

No. 63138 53区
水沢町 4796-13

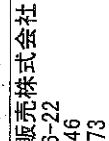
1- 0

石田 成生 様

購読銘柄	部数	金額
伊勢新聞	1	2,921

2015年10月分

合計金額
2,921円

本体価格 2,705
消費税額 216朝日新聞四日市販売株式会社
四日市市城西町16-22
TEL 0120-40-4946
FAX 059-353-9273

引落領収済

ご購入ありがとうございます。上記の金額領収致しました。領収金額には消費税が含まれています。

22500027

領収証 ASA

1- 0

No. 63138 53区
水沢町 4796-13

石田 成生 様

2015年11月分

購読銘柄	部数	金額
伊勢新聞	1	2,921

合計金額
2,921円

本体価格 2,705
消費税額 216

年 月 日

朝日新聞四日市販売株式会社
四日市市城西町16-22
TEL 0120-40-4946
FAX 059-353-9273



引落領収済

ご購読ありがとうございます。上記の金額領収されました。領収金額には消費税が含まれています。

領収証 ASA

1- 0

No. 63138 53区
水沢町 4796-13

石田 成生 様

2016年02月分

購読銘柄	部数	金額
伊勢新聞	1	2,921

合計金額
2,921円

本体価格 2,705
消費税額 216

年 月 日

朝日新聞四日市販売株式会社
四日市市城西町16-22
TEL 0120-40-4946
FAX 059-353-9273



引落領収済

ご購読ありがとうございます。上記の金額領収されました。領収金額には消費税が含まれています。

22500028

口座振替領収書

平成27年 6月分

お問合せNo. 4051

(220) 63.00自振

水沢町 4 7 9 6 - 1 3

石田 成生 様

銘柄名	部数	金額	備考
中日新聞 (朝刊)	1	3,086	

合計金額
3,086 円

毎度ご購読有難うございます。
上記の金額正に領収致しました。

新聞代の自動振替は郵便局・J A・北伊勢信金・百五・三重銀行等できます。クレジットカードのお支払いもできるよ
うに...お気軽にお問い合わせ下さい。

中日新聞四日市西部専売店

(株)矢田新聞店

四日市市高花平2丁目1番1号

TEL 059-321-0612

FAX 059-322-7022

収

口座振替領収書

平成27年 7月分

お問合せNo. 4051

(220) 63.00自振

水沢町 4 7 9 6 - 1 3

石田 成生 様

銘柄名	部数	金額	備考
中日新聞 (朝刊)	1	3,086	

合計金額
3,086 円

毎度ご購読有難うございます。
上記の金額正に領収致しました。

新聞代の自動振替は郵便局・J A・北伊勢信金・百五・三重銀行等できます。クレジットカードのお支払いもできるよ
うに...お気軽にお問い合わせ下さい。

中日新聞四日市西部専売店

(株)矢田新聞店

四日市市高花平2丁目1番1号

TEL 059-321-0612

FAX 059-322-7022

収

口座振替領収書

平成27年 8月分

お問合せNo. 4051

(220) 63.00自振

水沢町 4 7 9 6 - 1 3

石田 成生 様

銘柄名	部数	金額	備考
中日新聞 (朝刊)	1	3,086	

合計金額
3,086 円

毎度ご購読有難うございます。
上記の金額正に領収致しました。

新聞代の自動振替は郵便局・J A・北伊勢信金・百五・三重銀行等できます。クレジットカードのお支払いもできるよ
うに...お気軽にお問い合わせ下さい。

中日新聞四日市西部専売店

(株)矢田新聞店

四日市市高花平2丁目1番1号

TEL 059-321-0612

FAX 059-322-7022

収

22500029

口座振替領収書

平成27年 9月分

お問合せNo. 4051
(220) 63.00自振

水沢町

4 7 9 6 - 1 3

石田 成生 様

銘柄名	部数	金額	備考
中日新聞 (朝刊)	1	3,086	

合計金額
3,086

毎度ご購読有難うございます。
上記の金額正に領収致しました。

新聞代の自動振替は郵便局・J A・北伊勢信金・百五・三重銀行等できます。クレジットカードのお支払いもできるよ
うに…お気軽にお問い合わせ下さい。

中日新聞四日市西部専売店
(株)矢田新聞店
四日市市富花平2丁目14番地
TEL 059-321-0612 収
FAX 059-322-7022

22500030

口座振替領収書

平成27年11月分

お問合せNo. 4051
(220) 63.00自振

水沢町

4 7 9 6 - 1 3

石田 成生 様

銘柄名	部数	金額	備考
中日新聞 (朝刊)	1	3,086	

合計金額
3,086

毎度ご購読有難うございます。
上記の金額正に領収致しました。

新聞代の自動振替は郵便局・J A・北伊勢信金・百五・三重銀行等できます。クレジットカードのお支払いもできるよ
うに…お気軽にお問い合わせ下さい。

中日新聞四日市西部専売店
(株)矢田新聞店
四日市市富花平2丁目14番地
TEL 059-321-0612 収
FAX 059-322-7022

口座振替領収書

平成27年10月分

お問合せNo. 4051
(220) 63.00自振

水沢町

4 7 9 6 - 1 3

石田 成生 様

銘柄名	部数	金額	備考
中日新聞 (朝刊)	1	3,086	

合計金額
3,086

毎度ご購読有難うございます。
上記の金額正に領収致しました。

新聞代の自動振替は郵便局・J A・北伊勢信金・百五・三重銀行等できます。クレジットカードのお支払いもできるよ
うに…お気軽にお問い合わせ下さい。

中日新聞四日市西部専売店
(株)矢田新聞店
四日市市富花平2丁目14番地
TEL 059-321-0612 収
FAX 059-322-7022

口座振替領収書

平成27年12月分

お問合せNo. 4051
(220) 63.00自振

水沢町

4 7 9 6 - 1 3

石田 成生 様

銘柄名	部数	金額	備考
中日新聞 (朝刊)	1	3,086	

合計金額
3,086

毎度ご購読有難うございます。
上記の金額正に領収致しました。

新聞代の自動振替は郵便局・J A・北伊勢信金・百五・三重銀行等できます。クレジットカードのお支払いもできるよ
うに…お気軽にお問い合わせ下さい。

中日新聞四日市西部専売店
(株)矢田新聞店
四日市市富花平2丁目14番地
TEL 059-321-0612 収
FAX 059-322-7022

口座振替領収書

平成28年 1月分

お問合せ№ 4051
(220) 63.00自振

4 7 9 6 - 1 3

水沢町

石田 成生 様

銘柄名	部数	金額	備考
中日新聞 (朝刊)	1	3,086	

合計金額
3,086 円

毎度ご購読有難うございます。
上記の金額正に領収致しました。

新聞代の自動振替は郵便局・J A・北伊勢信金・百五・三重銀行等できます。よクレジットカードのお支払いもできるよ
うに...お気軽にお問い合わせ下さい。

中日新聞四日市西部専売店
(株)矢田新聞店
四日市市高花平2丁目
TEL 059-321-0612
FAX 059-322-7022

口座振替領収書

平成28年 2月分

お問合せ№ 4051
(220) 63.00自振

4 7 9 6 - 1 3

水沢町

石田 成生 様

銘柄名	部数	金額	備考
中日新聞 (朝刊)	1	3,086	

合計金額
3,086 円

毎度ご購読有難うございます。
上記の金額正に領収致しました。

新聞代の自動振替は郵便局・J A・北伊勢信金・百五・三重銀行等できます。よクレジットカードのお支払いもできるよ
うに...お気軽にお問い合わせ下さい。

中日新聞四日市西部専売店
(株)矢田新聞店
四日市市高花平2丁目
TEL 059-321-0612
FAX 059-322-7022

22500031

事務所費

22500032

政務活動費

個人分

日付	平成 28 年 03 月 25 日			
使途項目 及び 支出科目	使途項目 事務所費	支出科目 賃借料		
使途用途	用途1 事務所借り上げ代(11か月分)			770,000 円
	用途2 振込手数料(8回分)			1,728 円
	用途3			0 円
	用途4			0 円
	用途5			0 円
支出金額	使途用途合計	771,728	× 50% =	385,864 円
根拠	当該事務所は、後援会事務所も兼ねているため、2分の1の計上とした。			

22500033

三重キャッシュカード お取引明細書

毎度ご利用いただきありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりです。なお操作が正しく
終了しなかった場合は、裏面をご参照下さい。

印紙税申告納

付につき四日市

お取引年月日 お取引店 お取引番号
270526 109E 0374

お取引銀行番号 お取引店番号 お取引口座番号

お取引内容 お取引金額
ご出金 ￥70,000

お手数料 お取引後の残高

お取引日時 証明コード
14:45:17

お振込内容またはご案内

お受取人

電信扱 100035

振込金額 ￥70,000

振込手数料 ￥216

イッタナリ様

ご依頼人

ホームページ <http://www.miebank.co.jp> 3788

三重銀行

22500034

三重キャッシュカード お取引明細書

毎度ご利用いただきありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりです。なお操作が正しく
終了しなかった場合は、裏面をご参照下さい。

印紙税申告納

付につき四日市

お取引年月日 270625
お取引店 119E
お取引口座番号 0092

お取引銀行名 三井住友銀行 三井住友銀行 三井住友銀行

お取引内容	お取引金額
ご出金	¥70,000
お手数料	お取引後の残高

お取引日時	ご説明コード
10:48:04	

お振込内容またはご案内

お受取人

電信扱 100016

振込金額 ¥70,000

振込手数料 ¥216

イッタ”ナリキ様

<http://www.miebank.co.jp>

3788

三井住友銀行

22500035

三重キャッシュカード お取引明細書

毎度ご利用いただきありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりです。なお操作が正しく
終了しなかった場合は、裏面をご参照下さい。

印紙税申告納

付につき四日市

お取引年月日 270724 お取引店 109E お取引番号 0208

お取引場所番号 お取引店番号 お取引口座番号

お取引内容 お取引金額
ご出金 ￥70,000

お手数料 お取引後の残高

お取引時刻 12:22:04 ご説明コード

お振込内容またはご案内

お受取人

電信扱 100018

振込金額 ￥70,000

振込手数料 ￥216

イッタナリ様

ご依頼人

ホームページ <http://www.miebank.co.jp> TEL059-329-3788

三 重 銀 行

22500036

三重キャッシュカード お取引明細書

毎度ご利用いただきありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりです。なお操作が正しく
終了しなかった場合は、裏面をご参照下さい。

印紙税申告納

付につき四日市

お取引年月日	お取引店	お取引番号
270825	1206	0171
お取引銀行番号	お取引店番号	お取引口座番号

お取引内容	お取引金額
ご出金	¥70,000
お手数料	お取引後の残高
お取引時刻	説明コード
14:12:04	

電信扱 100045

振込金額 ¥70,000

振込手数料 ¥216

イッタナリ様

ホームページ

<http://www.miebank.co.jp>

TEL 059-329-3788

三重銀行

22500037

三重キャッシュカード お取引明細書

毎度ご利用いただきありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりです。なる操作が正しく
終了しなかった場合は、裏面をご参照下さい。

印紙税申告納

付につき四日市

お取引年月日 270925 お取引店 109E お取引番 0407

お取引銀行番号 お取引店番号 お取引口座番号

お取引内容 お取引金額
ご出金 ￥70,000

お手数料 お取引後の残高

お取引時刻 13:56:55 ご説明コード

電信扱 100045

振込金額 ￥70,000

振込手数料 ￥216

イッタナリ様

ホームページ <http://www.miebank.co.jp> 329 3788

ご依頼人

三井銀行

22500038

三重キャッシュカード お取引明細書

毎度ご利用いただきありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりです。なお操作が正しく
終了しなかった場合は、裏面をご参照下さい。

印紙税申告納

付につき四日市

お取引年月日	お取引店	お取引番号
271026	1206	0116
お取引銀行番号	お取引店番号	お取引口座番号

お取引内容	お取引金額
ご出金	¥70,000
お手数料	お取引後の残高
お取引時刻	ご説明コード
13:25:20	

お振込内容またはご案内

お受取人

電信扱 100033

振込金額 ¥70,000

振込手数料 ¥216

イッタナリセ様

ホームページ <http://www.miebank.co.jp>

9-3788

三井銀行

22500039

三重キャッシュカード お取引明細書

毎度ご利用いただきありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりです。なお操作が正しく
終了しなかった場合は、裏面をご参照下さい。

印紙税申告納

付につき四日市

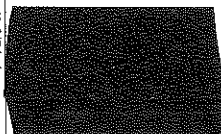
お取引年月日	お取引店	お取引番号
271125	1018	0247
お取引銀行番号	お取引店番号	お取引口座番号

お取引内容	お取引金額
ご出金	¥70,000
お手数料	お取引後の残高

お取引時刻	ご説明コード
13:45:00	

お振込内容またはご案内

お受取人



電信扱 100112

振込金額 ¥70,000

振込手数料 ¥0

イッタナ 弘史様

ご依頼人

ホームページ

<http://www.miebank.co.jp>

29-3788



22500040

三重キャッシュカード お取引明細書

毎度ご利用いただきありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりです。なお操作が正しく
終了しなかった場合は、裏面をご参照下さい。

印紙税申告納

付につき四日市

お取引年月日	お取引店	お取引番号
271225	1010	0361
お取引銀行番号	お取引店番号	お取引口座番号

お取引内容	お取引金額
ご出金	
お手数料	お取引額の1%
	¥83,952
お取引時刻	ご説明コード
14:15:02	

お振込内容またはご案内

お受取人

[REDACTED]

電信扱 100146

振込金額 ¥70,000

振込手数料 ¥0

イッタナ様

ホームページ

<http://www.miebank.co.jp>

11-000-3788

ご依頼人

三井銀行

22500041

三重キャッシュカード お取引明細書

毎度ご利用いただきありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりです。なお操作が正しく
終了しなかった場合は、裏面をご参照下さい。

印紙税申告納

付につき四日市

お取引年月日	お取引店	お取引番号
280125	1010	0362

お取引銀行番号	お取引店番号	お取引口座番号

お取引内容	お取引金額
ご出金	¥70,000

お手数料	お取引後の残高

お取引時刻	ご説明コード
16:05:27	

お振込内容またはご案内

お受取人

電信扱 100127

指定日 28-01-26

振込金額 ¥70,000

振込手数料 ¥0

イッタナリ様

ご依頼人

ホームページ <http://www.miebank.co.jp>

1E1059-329-3788

 三重銀行

22500042

三重キャッシュカード お取引明細書

毎度ご利用いただきありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりです。なお操作が正しく
終了しなかった場合は、裏面をご参照下さい。

印紙税申告納

付につき四日市

お取引年月日	お取引店	お取引番号
280225	109E	0231

お取引銀行番号	お取引店番号	お取引口座番号
---------	--------	---------

お取引内容	お取引金額
ご出金	¥70,000

お手数料	お取引後の残高
------	---------

お取引時刻	ご説明コード
12:34:18	

お振込内容またはご案内

お受取人

電信扱 100029

振込金額 ¥70,000

振込手数料 ¥216

イッタナリ様

ご依頼人

ホームページ TEL 059-329-3788

三井銀行

22500043

三菱キャッシュカード お取引明細書

毎度ご利用いただきありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりです。なお操作が正しく
終了しなかった場合は、裏面をご参照下さい。

印紙税申告納

付につき四日市

お取引年月日	お取引店	お取引番号
280325	109E	0247

三菱銀行

お取引銀行	お取引店番号	お取引口座番号

お取引内容	お取引金額
ご出金	¥70,000

お手数料	お取引後の残高

お取引時刻	説明コード
11:55:32	

お振込内容またはご案内

お受取人

電信扱 100021

振込金額 ¥70,000

振込手数料 ¥216

イッタナリ様

ご依頼人

ホームページ <http://www.miebank.co.jp>

TEL 059-329-3788

三菱銀行

22500044

事 務 費

22500047

政務活動費

個人分

日付	平成 27 年 07 月 29 日		
使途項目 及び 支出科目	使途項目 事務費	支出科目 需用費	
使途用途	用途1 FAXリボン	2,268 円	
	用途2	0 円	
	用途3	0 円	
	用途4	0 円	
	用途5	0 円	
支出金額	使途用途合計	2,268 × 50% =	1,134 円
根拠	政務活動以外のFAXも受けているため		

22500048



領収書兼お買上明細

※エディオンカード会員さま※
購入商品の長期保証が確認できます
【エディオンメンバーズサイト】で
パソコン↑↑検索↑↑携帯・スマホ
この機会にご登録下さい！

発行日 2015年07月29日(水) 17:06

店: 04370 イオンタウン荻野店

電話 0593-91-0711

担当者:

No. 04370-012-576590

POS: 012

取引種別: 持帰

テレホンFAX関連

パナソニック

KX-FAN190W

4964824752245 2 ¥2,268

△計金額 ¥2,268

(内消費税 ¥168)

カード領収額 ¥2,268

現金領収額 ¥0

支払方法

クレジットカード ¥2,268

エディオンカード・セディナ/通
常

一括

今回ポイント 63ポイント

このポイントはエディオンカード・
IDカード会員様のみ有効です。

年度別ポイントを更新するのに
多少の時間がかかります。

商品の返品・交換につきましては
必ずこのレシートをお持ち下さい。
お持ちでないと対応致しかねます。



22500049

人 件 費

22500050

(参考様式第4)

雇 用 契 約 書

氏 名		生年月日	
現住所			
電話番号		緊急時の連絡先	

下記条件にて契約と致します。

雇 用 期 間	平成 27 年 5 月 1 日 から平成 28 年 3 月 31 日		
就 業 場 所	四日市市大字泊村 1241-35 石田成生事務所		
職 務 内 容	事務		
就 業 時 間	13:00 ~ 17:00		
休 日			
給与 (賃金)	月 給	円 (時 給 800 円)	
給 与 支 払	月 末 日 締 切 翌 月 10 日 支 払		
給与払込先	普通預金 (口座番号)	銀行 (名義)	支店
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。			

※契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

平成 27 年 5 月 / 日

雇用者 氏名

四日市市水沢町4796-13
石田成生

被雇用者 氏名

印

22500051

(参考様式第4)

雇 用 契 約 書

氏 名		生年月日	
現住所			
電話番号		緊急時の連絡先	

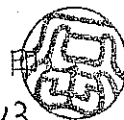
下記条件にて契約と致します。

雇 用 期 間	平成27年5月 / 日 から 平成28年3月31日		
就 業 場 所	四日市市大字泊村 1241-35 石田成生事務所		
職 務 内 容	事務		
就 業 時 間	13:00 ~ 17:00		
休 日			
給与 (賃金)	月 給	円 (時 給	800 円)
給 与 支 払	月 末 日 締 切		翌月 10 日 支 払
給与払込先	普通預金 (口座番号)	銀行 (名義)	支店
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。			

※契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

平成27年 5 月 / 日

雇用者 氏名
四日市市水沢町4796-13
石田 成生



被雇用者 氏名 印

22500052



政務活動費

個人分

日付	平成 27 年 06 月 16 日		
使途項目 及び 支出科目	使途項目 人件費	支出科目 人件費	
使途用途	用途1 [REDACTED] (5月分)		64,000 円
	用途2 [REDACTED] (5月分)		25,600 円
	用途3		0 円
	用途4		0 円
	用途5		0 円
支出金額	使途用途合計	89,600 × 50% =	44,800 円
根拠	当該事務所は後援会事務所も兼ねているため、2分の1とした。		

22500053

領 収 証 石田成生事務所 様 No. _____

金 額				¥	6	4	0	0	0	-
-----	--	--	--	---	---	---	---	---	---	---

内 訳
現 金
小 切 手 /
手 形 /
消費税額等 (%)

但 アルバイト代 (5月分)
27年 6月 16日 上記正に領収いたしました

収入印紙

領収証 No.16

領 収 証 石田成生事務所 様 No. _____

金 額				¥	2	5	6	0	0	
-----	--	--	--	---	---	---	---	---	---	--

内 訳
現 金
小 切 手 /
手 形 /
消費税額等 (%)

但 アルバイト代 (5月分)
27年 6月 12日 上記正に領収いたしました

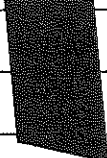
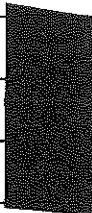
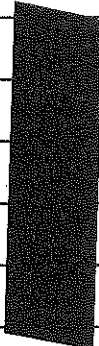
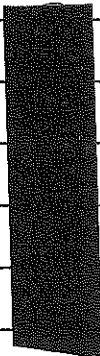
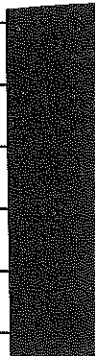
収入印紙

領収証 No.16

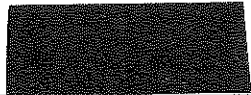
22500054

出勤簿

2015年

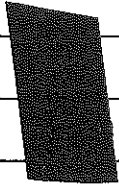
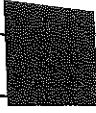
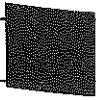
5 月		出勤印	確認印
1	金		
2	土		
3	日		
4	月		
5	火		
6	水		
7	木		
8	金		
9	土		
10	日		
11	月		
12	火		
13	水		
14	木		
15	金		
16	土		
17	日		
18	月		
19	火		
20	水		
21	木		
22	金		
23	土		
24	日		
25	月		
26	火		
27	水		
28	木		
29	金		
30	土		
31	日		
合計		20 日	

22500055

名前 

出勤簿

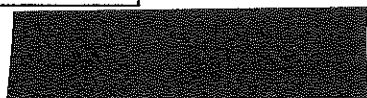
2015年

5月		出勤印	確認印
1	金		
2	土		
3	日		
4	月		
5	火		
6	水		
7	木		
8	金		
9	土		
10	日		
11	月		
12	火		
13	水		
14	木		
15	金		
16	土		
17	日		
18	月		
19	火		
20	水		
21	木		
22	金		
23	土		
24	日		
25	月		
26	火		
27	水		
28	木		
29	金		
30	土		
31	日		

22500056

計 8日

名前



政務活動費

個人分

日付	平成 27 年 7 月 17 日		
使途項目 及び 支出科目	使途項目 人件費	支出科目 人件費	
使途用途	用途1	██████████ (6月分)	64,000 円
	用途2		0 円
	用途3		0 円
	用途4		0 円
	用途5		0 円
支出金額	使途用途合計	64,000 × 50% =	32,000 円
根拠	当該事務所は後援会事務所も兼ねているため、2分の1とした。		

22500057

領 収 証 石田 成生事務所 様

No. _____

金 額

¥ 5 4 4 0 0 -

内 訳

現 金

小 切 手

手 形

消費税額等(%)

但 アルバイト代 (6月分)

H27年 7 月 17 日 上記正に領収いたしました

収入印紙

領収証 No

領 収 証 石田 成生事務所 様

No. _____

金 額

¥ 9 6 0 0 -

内 訳

現 金

小 切 手

手 形

消費税額等(%)

但 アルバイト代 (6月分)

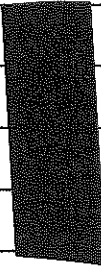
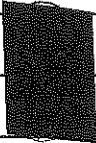
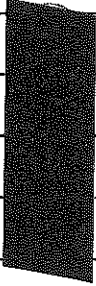
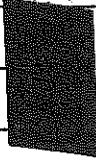
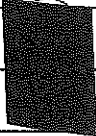
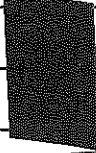
H27年 7 月 17 日 上記正に領収いたしました

収入印紙

22500058

出勤簿

2015年

6 月		出勤印	確認印
1	月		
2	火		
3	水		
4	木		
5	金		
6	土		
7	日		
8	月		
9	火		
10	水		
11	木		
12	金		
13	土		
14	日		
15	月		
16	火		
17	水		
18	木		
19	金		
20	土		
21	日		
22	月		
23	火		
24	水		
25	木		
26	金		
27	土		
28	日		
29	月		
30	火		
31	水		

22500059

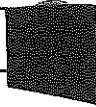
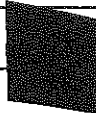
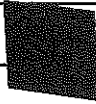
合計

17日

名前

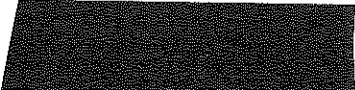
出勤簿

2015年

6月		出勤印	確認印
1	月		
2	火		
3	水		
4	木		
5	金		
6	土		
7	日		
8	月		
9	火		
10	水		
11	木		
12	金		
13	土		
14	日		
15	月		
16	火		
17	水		
18	木		
19	金		
20	土		
21	日		
22	月		
23	火		
24	水		
25	木		
26	金		
27	土		
28	日		
29	月		
30	火		
31	水		

22500060

合計 3日

名前 

政務活動費

個人分

日付	平成 27 年 08 月 28 日		
使途項目 及び 支出科目	使途項目 人件費	支出科目 人件費	
使途用途	用途1 ■■■■■ (7月分)		16,000 円
	用途2		0 円
	用途3		0 円
	用途4		0 円
	用途5		0 円
支出金額	使途用途合計	16,000 × 50% =	8,000 円
根拠	当該事務所は後援会事務所も兼ねているため、2分の1とした。		

22500061

領 収 証 石田成生事務所 様 No. _____

金 額									
			4	1	6	0	0	0	-

内 訳

現 金	
小 切 手	/
手 形	/

但 アルバイト代 (7月分)

H27年 8 月 28 日 上記正に領収いたしました

収入印紙

消費税額等 (%)

領収証 No

22500062

出勤簿

2015年

7月		出勤印	確認印
1	水		
2	木		
3	金		
4	土		
5	日		
6	月		
7	火		
8	水		
9	木		
10	金		
11	土		
12	日		
13	月		
14	火		
15	水		
16	木		
17	金		
18	土		
19	日		
20	月		
21	火		
22	水		
23	木		
24	金		
25	土		
26	日		
27	月		
28	火		
29	水		
30	木		
31	金		
合計		日	

22500063

名前



政務活動費

個人分

日付	平成 27 年 9 月 10 日		
使途項目 及び 支出科目	使途項目 人件費	支出科目 人件費	
使途用途	用途1 [REDACTED] (8月分)		9,600 円
	用途2		0 円
	用途3		0 円
	用途4		0 円
	用途5		0 円
支出金額	使途用途合計	9,600 × 50% =	4,800 円
根拠	当該事務所は後援会事務所も兼ねているため、2分の1とした。		

22500064

領 収 証 石田成生事務所 様

No. _____

金 額

¥ 96000-

但 アルバイト代 (8月分)

内 訳

現 金

小 切 手

手 形

H27年 9月10日 上記正に領収いたしました

収入印紙

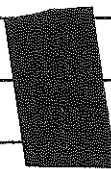
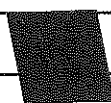
消費税額等 (%)

領収証 No.16

22500065

出勤簿

2015年

8月		出勤印	確認印
1	土		
2	日		
3	月		
4	火		
5	水		
6	木		
7	金		
8	土		
9	日		
10	月		
11	火		
12	水		
13	木		
14	金		
15	土		
16	日		
17	月		
18	火		
19	水		
20	木		
21	金		
22	土		
23	日		
24	月		
25	火		
26	水		
27	木		
28	金		
29	土		
30	日		
31	月		
合計		3 日	

22500066

名前 

政務活動費

個人分

日付	平成 27 年 10 月 26 日		
使途項目 及び 支出科目	使途項目 人件費	支出科目 人件費	
使途用途	用途1 [REDACTED] (9月分)		57,600 円
	用途2		0 円
	用途3		0 円
	用途4		0 円
	用途5		0 円
支出金額	使途用途合計	57,600 × 50% =	28,800 円
根拠	当該事務所は後援会事務所も兼ねているため、2分の1とした。		

22500067

領 収 証

石田 成生事務所 様

No. _____

金額

¥ 4 4 8 0 0 -

内 訳

現 金

小 切 手

手 形

消費税額等(%)

但 アルバイト代 (9月分) として

H27年10月26日 上記正に領収いたしました

収入印紙

領収証 No.16

領 収 証 石田成生事務所 様

No. _____

金 額

¥12800

内 訳

現 金

小 切 手

手 形

消費税額等(%)

但 アルバイト代として(9月分)

H27年10月10日 上記正に領収いたしました

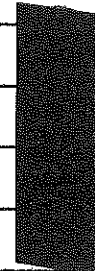
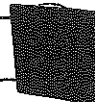
収入印紙

領収証 No.16

22500069

出勤簿

2015年

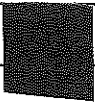
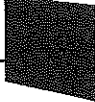
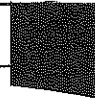
9月		出勤印	確認印
1	火		
2	水		
3	木		
4	金		
5	土		
6	日		
7	月		
8	火		
9	水		
10	木		
11	金		
12	土		
13	日		
14	月		
15	火		
16	水		
17	木		
18	金		
19	土		
20	日		
21	月		
22	火		
23	水		
24	木		
25	金		
26	土		
27	日		
28	月		
29	火		
30	水		
合計		14 日	

22500070

名前 

出勤簿

2015年

9月		出勤印	確認印
1	火		
2	水		
3	木		
4	金		
5	土		
6	日		
7	月		
8	火		
9	水		
10	木		
11	金		
12	土		
13	日		
14	月		
15	火		
16	水		
17	木		
18	金		
19	土		
20	日		
21	月		
22	火		
23	水		
24	木		
25	金		
26	土		
27	日		
28	月		
29	火		
30	水		
合計		4 日	

22500071

名前 

政務活動費

個人分

日付	平成 27 年 11 月 13 日		
使途項目 及び 支出科目	使途項目 人件費	支出科目 人件費	
使途用途	用途1 [REDACTED] (10月分)		57,600 円
	用途2		0 円
	用途3		0 円
	用途4		0 円
	用途5		0 円
支出金額	使途用途合計	57,600 × 50% =	28,800 円
根拠	当該事務所は後援会事務所も兼ねているため、2分の1とした。		

22500072

領 収 証 石田 成生事務所 様

No. _____

金 額

¥ 3 2 0 0 0 -

内 記

現 金

小 切 手

手 形

消費税額等(%)

但 アルバイト代 (10月分) として

27 年 11 月 11 日 上記正に領収いたしました

収入印紙

領収証 No.16

22500073

領 収 証 石田 成生事務所様

No. _____

金 額

¥ 25600-

但アルバイト代として(10月分)

内 訳

現 金

小 切 手

手 形

消費税額等(%)

H27年 11月 13日 上記正に領収いたしました

収入印紙

領収証 No.11

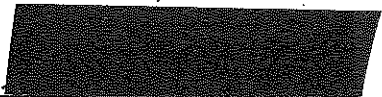
22500074

出勤簿

2015年

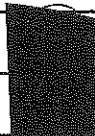
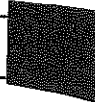
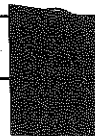
10月	出勤印	確認印
1 木		
2 金		
3 土		
4 日		
5 月		
6 火		
7 水		
8 木		
9 金		
10 土		
11 日		
12 月		
13 火		
14 水		
15 木		
16 金		
17 土		
18 日		
19 月		
20 火		
21 水		
22 木		
23 金		
24 土		
25 日		
26 月		
27 火		
28 水		
29 木		
30 金		
31 土		
合計	8 日	

22500075

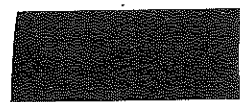
名前 

出勤簿

2015年

10 月		出勤印	確認印
1	木		
2	金		
3	土		
4	日		
5	月		
6	火		
7	水		
8	木		
9	金		
10	土		
11	日		
12	月		
13	火		
14	水		
15	木		
16	金		
17	土		
18	日		
19	月		
20	火		
21	水		
22	木		
23	金		
24	土		
25	日		
26	月		
27	火		
28	水		
29	木		
30	金		
31	土		
合計		10 日	

22500076

名前 

政務活動費

個人分

日付	平成 27 年 12 月 17 日		
使途項目 及び 支出科目	使途項目 人件費	支出科目 人件費	
使途用途	用途1 ■■■■■ (11月分)		22,400 円
	用途2		0 円
	用途3		0 円
	用途4		0 円
	用途5		0 円
支出金額	使途用途合計	22,400 × 50% =	11,200 円
根拠	当該事務所は後援会事務所も兼ねているため、2分の1とした。		

22500077

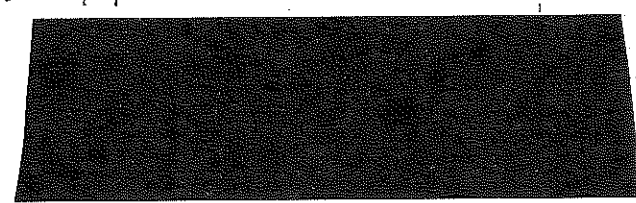
領 収 証 石田成生事務所 様 No. _____

金 額
¥ 22400-

内 訳
現 金
小 切 手
手 形
消費税額等 (%)

但 アルバイト代として (11月分)
H27年12月17日 上記正に領収いたしました

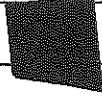
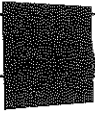
収入印紙



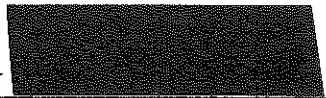
領収証 No.16

出勤簿

2015年

11 月		出勤印	確認印
1	日		
2	月		
3	火		
4	水		
5	木		
6	金		
7	土		
8	日		
9	月		
10	火		
11	水		
12	木		
13	金		
14	土		
15	日		
16	月		
17	火		
18	水		
19	木		
20	金		
21	土		
22	日		
23	月		
24	火		
25	水		
26	木		
27	金		
28	土		
29	日		
30	月		
合計		7 日	

22500079

名前 

政務活動費

個人分

日付	平成 28 年 01 月 19 日		
使途項目 及び 支出科目	使途項目 人件費	支出科目 人件費	
使途用途	用途1 ■■■■■(12月分)		22,400 円
	用途2		0 円
	用途3		0 円
	用途4		0 円
	用途5		0 円
支出金額	使途用途合計	22,400 × 50% =	11,200 円
根拠	当該事務所は後援会事務所も兼ねているため、2分の1とした。		

22500080

領 収 証 石 田 成 生 事 務 所 様

No

金額

4	2	2	4	0	0	-
---	---	---	---	---	---	---

内 訳

金 現

小切手

手 形

消費稅額等(%)

但 アルバイト代として

H28年 1 月 9 日 上記正に領収いたしました

收入印紙

領收証 No.16

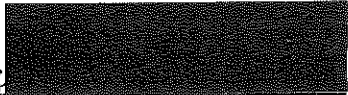
22500081

出勤簿

2015年

12月		出勤印	確認印
1	火		
2	水		
3	木		
4	金		
5	土		
6	日		
7	月		
8	火		
9	水		
10	木		
11	金		
12	土		
13	日		
14	月		
15	火		
16	水		
17	木		
18	金		
19	土		
20	日		
21	月		
22	火		
23	水		
24	木		
25	金		
26	土		
27	日		
28	月		
29	火		
30	水		
31	木		
合計		7 日	

22500082

名前 

政務活動費

個人分

日付	平成 28 年 02 月 16 日		
使途項目 及び 支出科目	使途項目 人件費	支出科目 人件費	
使途用途	用途1	██████████(1月分)	48,000 円
	用途2		0 円
	用途3		0 円
	用途4		0 円
	用途5		0 円
支出金額	使途用途合計	48,000 × 50% =	24,000 円
根拠	当該事務所は後援会事務所も兼ねているため、2分の1とした。		

22500083

領 収 証 石田 成生事務所 様 No. _____

金 額			¥	3	5	2	0	0	-
-----	--	--	---	---	---	---	---	---	---

但 アルバイト代として (1月分)

内 訳

現 金

小 切 手

手 形

消費税額等(%)

H28年 2 月 15 日 上記正に領収いたしました

収入印紙

領収証 No. 16

22500084

領 収 証 石田成生事務所 様

No. _____

金 額

¥12800-

内 訳

現 金

小 切 手

手 形

消費税額等(%)

但 アルバイト代として(1月分)

H28年 2月16日 上記正に領収いたしました

収入印紙

領収証 No.16

22500085

出勤簿

2016年

1 月	出勤印	確認印
1 金		
2 土		
3 日		
4 月		
5 火		
6 水		
7 木		
8 金		
9 土		
10 日		
11 月		
12 火		
13 水		
14 木		
15 金		
16 土		
17 日		
18 月		
19 火		
20 水		
21 木		
22 金		
23 土		
24 日		
25 月		
26 火		
27 水		
28 木		
29 金		
30 土		
31 日		
合計	11 日	

22500086

名前

出勤簿

2016年

1 月	出勤印	確認印
1 金		
2 土		
3 日		
4 月		
5 火		
6 水		
7 木		
8 金		
9 土		
10 日		
11 月		
12 火		
13 水		
14 木		
15 金		
16 土		
17 日		
18 月		
19 火		
20 水		
21 木		
22 金		
23 土		
24 日		
25 月		
26 火		
27 水		
28 木		
29 金		
30 土		
31 日		
合計	4 日	

22500087

名前 